

助けての 小さなサイン 受け止めて

児童虐待による痛ましい事件が後をたちません。また、関連する相談件数も年々増え続けています。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損なう深刻な問題であり、家庭の枠を越え、地域社会全体で早急に解決しなければならない課題です。全国一斉に実施される「児童虐待防止推進月間」を機会に、「地域ぐるみで子どもを守り、育てる」という視点で、この問題について考えてみましょう。

▶児童課 ☎ 2 3 局 3 5 1 3

目をそらさないで

児童虐待とは？

親や、親に代わる養育者などが、子どもに対して行う次のような行為を「児童虐待」といいます。

● 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命の危険に及ぶような行為をすること。

【例えば…】 たたく・なぐる・ける・つねる・しばる・水につける・振り回す・火を近づける

● 心理的虐待

ひどい言葉で子どもを傷つけたり、極端に無視したりすること。

【例えば…】 おどす・ば声をあげる・なじる・無理強いする・存在を無視する

● ネグレクト(養育拒否・放置)

衣食住の世話をしなかったり、健康を損なうような放置をしたりすること。

【例えば…】 食べ物やミルクを与えない・衣服を着替えさせない・学校に行かせない・医者に診せない・閉じ込めておく・他者による

● 性的虐待

子どもへの暴力を見過ごす子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること。

【例えば…】 性的ないたずらをする・性的関係を強要する・性的に利用する

なぜ？ どうして？

児童虐待は、育てる側に、主に次のような要因が重なって起こるといわれています。

■ 子どもとの関係

子どもの行動が気に入らない・発達について不安や焦りがある

■ 生活のストレス

家族の不和・近隣とのトラブル・経済的不安定・異性関係のもつれ

■ 社会的な孤立

相談できる人がいない・子どもの世話を頼める人がいない

■ 自分自身の問題

子どもとのときのトラウマがある・子どもとの接し方が分からない